

宮内庁

インフラ長寿命化計画（行動計画）

（平成27年度～平成32年度）

平成28年3月

宮内庁

目次

1	はじめに	1
2	計画の範囲	1
3	対象施設の現状と課題	1
4	中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し	2
5	必要施策に係る取組の方向性	2
	(1) 点検・診断, 修繕・更新等	2
	(2) 基準類の整備	3
	(3) 情報基盤の整備と活用	3
	(4) 個別施設計画の策定・推進	3
	(5) 新技術の開発・導入	4
	(6) 予算管理	4
	(7) 体制の構築	4
6	フォローアップ計画	4

1 はじめに

「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）に基づき、平成25年10月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月、同連絡会議にて、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）」が取りまとめられた。同計画では、メンテナンスサイクルの構築等安全・安心の確保、予防保全型維持管理の導入等中長期的視点に立ったコスト管理等に向けて取り組むため、国、地方公共団体、その他民間企業等が管理するインフラを対象として、インフラ長寿命化計画の策定が求められているところである。

これを受け、宮内庁においても、管理するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「宮内庁インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定し、インフラの長寿命化に向けた取組を推進するものとする。

2 計画の範囲

（1）対象施設

宮内庁が維持管理を行う全ての施設を対象とする。

（2）計画期間

平成27年度（2015年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

3 対象施設の現状と課題

宮内庁が維持管理する施設は、皇室の用に供される皇室用財産（国有財産法（昭和20年法律第13号）第3条第2項第3号）及び国の事務及びその職員の住居の用に供される公用財産（国有財産法第3条第2項第1号）がある。

皇室用財産には、その主なものとして、国事行為や宮中行事が行われる宮殿、

天皇皇后両陛下のお住居である御所、古代の内裏の形態を保存している京都御所等がある。公用財産には、京都事務所庁舎、宿舍等がある。

これらは、皇室のご活動の基盤となる施設や歴史・文化的価値の高い施設であり、適切に維持管理することは極めて重要であるため、点検・診断の確実な実施、施設情報のデータベース化、中長期保全計画・保全台帳の整備及び保全体制の確保をいかに徹底していくかが課題である。



宮殿



御所



京都御所

4 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

厳しい財政状況下において施設の機能を維持していくためには、的確な維持管理・更新等を行うことでトータルコストの縮減・予算の平準化を図ることが必要であり、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握する必要がある。

今後、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として「個別施設ごとの長寿命化計画」（以下「個別施設計画」）を策定し、宮内庁全体として中長期的な維持管理・更新に係るコストを見通す必要がある。

5 必要施策に係る取組の方向性

（1）点検・診断，修繕・更新等

法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内ごと，建築設備は1年以内ごと等）に点検等を継続する。

点検・診断については、後述の「（2）基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。

保全については、後述の「（2）基準類の整備」の基準類に基づく建築物各

部等の保全を確実に実施するなどにより、対象施設（宿舎以外の施設）の保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が80点以上）と判断される施設の割合を、平成29年度までに80%以上となるよう取組を継続する。

※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価

また、保全を担当する職員を対象とし、国土交通省各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」の研修等において、点検方法や適切な保全の実施について情報収集を図る。更に建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託を継続的に実施する。

（2）基準類の整備

官庁施設の定期点検については、建築基準法（昭和25年法律第201号）、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号（以下「官公法」という。））等で実施方法が定められている。また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年国土交通省告示第551号）」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。

対象施設に対してもこれらの基準類を適用しており、今後の改定にも適切に対応していく。

（3）情報基盤の整備と活用

官庁施設については、保全情報を蓄積・分析するため、平成26年度から「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」^{ビムスエヌ}が運用されているところ、平成27年度までに、全ての対象施設について、保全の実施状況の調査（保全実態調査）に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム」に登録する。

平成28年度以降は、毎年情報の更新を実施する。

（4）個別施設計画の策定・推進

対象施設について、平成28年度までに「官庁施設情報管理システム」を活用するなどして、個別施設計画を策定するよう努める。また、策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

個別施設計画は「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、

予定年度、概算額に係る計画)」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。

個別施設計画の策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。

中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

なお、個別施設計画を策定する対象施設は、建築基準法第12条第2項及び官公庁法第12条第1項に規定される定期点検の対象施設とする。

（5）新技術の開発・導入

建築物全般に係る点検・診断に関する新技術の現場導入事例及び長寿命化に資する材料・構工法について情報収集し、現場への導入を検討する。

（6）予算管理

必要な予算の安定的な確保に努め、「（4）個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、「（5）新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

（7）体制の構築

平成27年度中に、対象施設の施設保全責任者を設置する。また、「（1）点検・診断、修繕・更新等」で記載した研修等において、保全を担当する職員の育成及び技術の向上を図る。

6 フォローアップ計画

本計画を発展させるため、「5 必要施策に係る取組の方向性」で示した具体的な取組等を引き続き充実・深化するとともに、計画に関する進捗状況について「官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議」において共有する。